

## 議案第171号

### 市道路線の認定及び廃止について

#### 1 次の路線を市道として認定する。

| 路線名               | 起点<br>終点                                       |
|-------------------|------------------------------------------------|
| 福島区<br>第2024-01号線 | 福島区海老江 8 丁目18番の17地<br>同 区大開 4 丁目 1 番の43地       |
| 生野区<br>第2024-02号線 | 生野区巽西 1 丁目572番の 5 地<br>同 区同 579番地              |
| 平野区<br>第2024-01号線 | 平野区喜連西 3 丁目2006番の 2 地<br>同 区同 2005番の 2 地       |
| 平野区<br>第2024-02号線 | 平野区喜連西 2 丁目1407番の 8 地<br>同 区喜連西 3 丁目1394番の 8 地 |
| 平野区<br>第2024-03号線 | 平野区喜連西 3 丁目2005番の 2 地<br>同 区同 2012番地           |

#### 2 次の市道路線の一部を廃止する。

| 路線名    | 区間                                     |
|--------|----------------------------------------|
| 巽池尻長瀬線 | 生野区巽西 1 丁目579番地から<br>同 区同 378番の 1 地先まで |

令和 6 年 9 月12日提出

大阪市長 横 山 英 幸

## 説 明

福島区第2024-01号線ほか4路線を市道として認定し、異池尻長瀬線の一部を廃止するため、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3-5 省 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 省 略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

## 参 考 図

凡 例



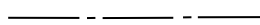
今回認定する路線



路線の廃止を行う部分



区 界



町 丁 界

## 1 福 島 区

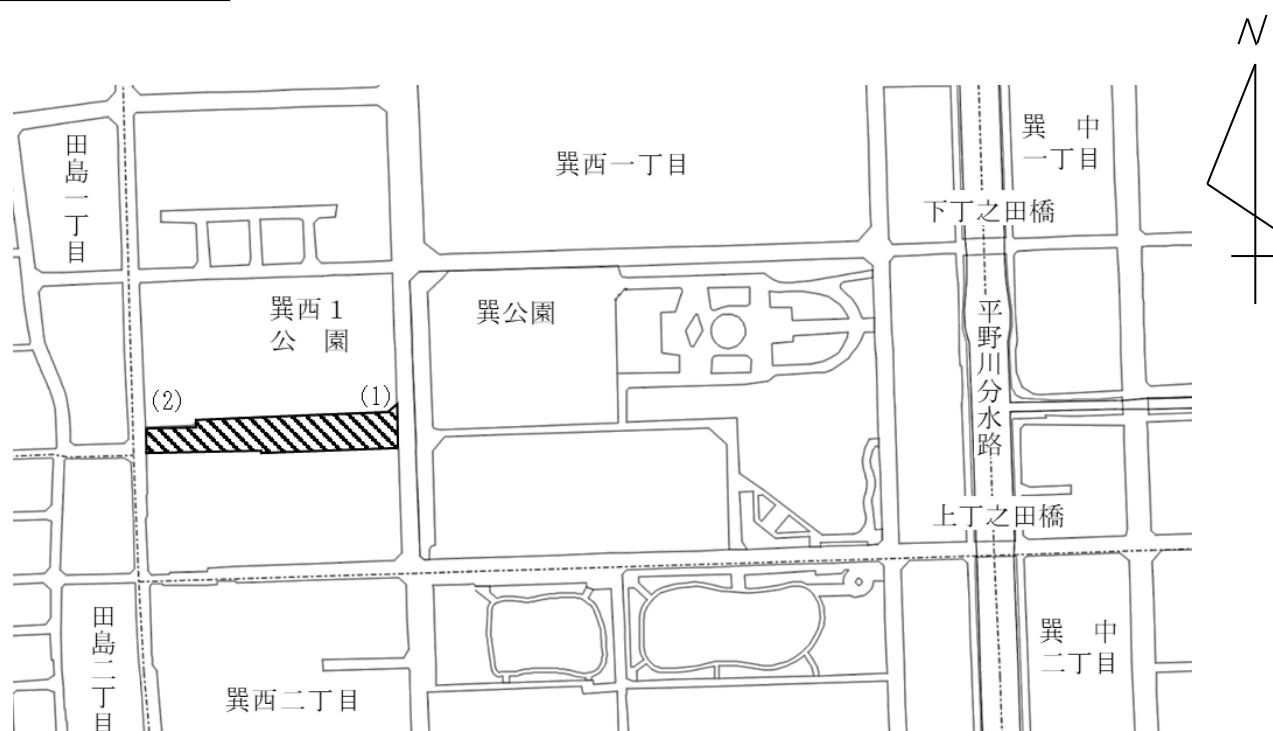


説 明

福島区第2024-01号線

(1) (2)間

## 2 生 野 区



説 明

生野区第2024-02号線

(1) (2)間

### 3 平 野 区



#### 説 明

平野区第2024-01号線

(1) (2)間

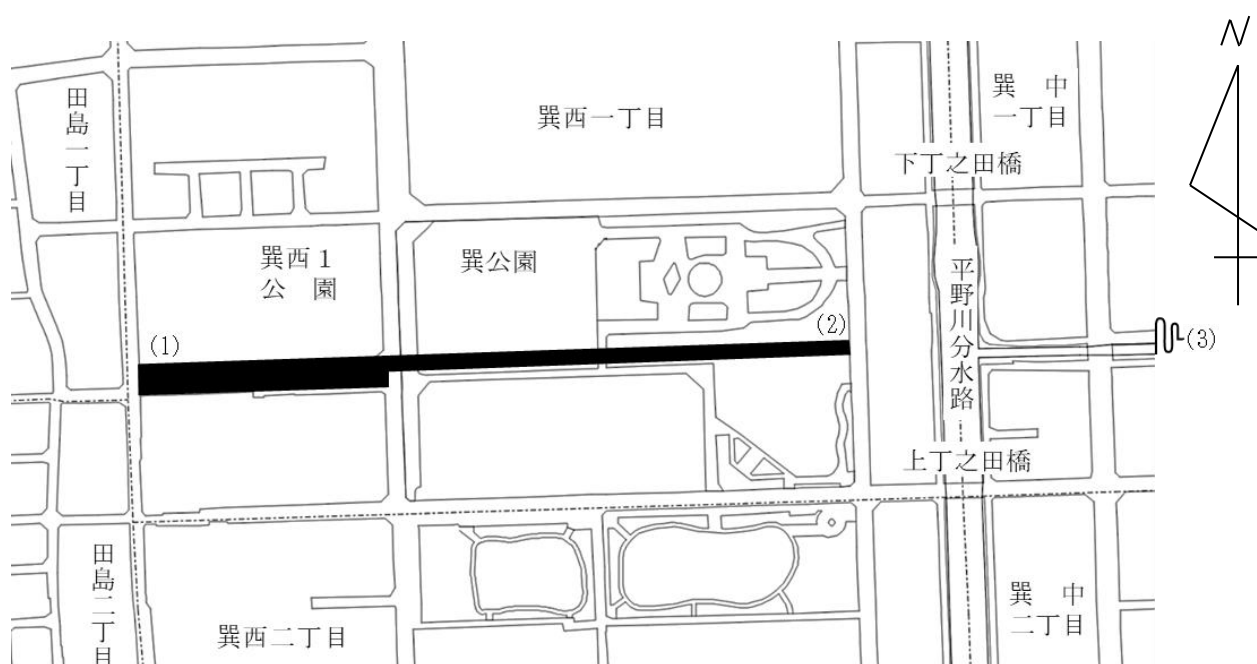
平野区第2024-02号線

(3) (4)間

平野区第2024-03号線

(5) (6)間

#### 4 生 野 区



#### 説 明

異池尻長瀬線

(1) (3)間のうち

(1) (2)間を廃止